

薩摩川内市では、第3子以降のお子様を妊娠された方に祝金を支給します

妊娠を祝福するとともに、子育てにおける経済的負担の軽減を図り、子育て支援及び少子化対策に資するため、第3子以降のお子様を妊娠された方に「薩摩川内市第3子以降妊娠祝金」を支給します。

1 事業の内容

(1) 「第3子以降の子」とは？

同一の保護者に養育される子のうち、3番目以降の子（胎児）を指します。

例…現在、子を2人以上養育している方で、妊娠した場合

現在、子を1人以上養育している方で、双子（以上）を妊娠した場合

3つ子（以上）を妊娠した場合

※ 養育していることが条件となるため、下記の子については数に含めません。

- 結婚している子
- 就業している（自分で社会保険等に参加している）子
- 児童養護施設等へ入所措置されている子 など



(2) 申請できる者や祝金の額は？

申請者	第3子以降の子（以下、対象児）を養育する予定の保護者（父母どちらでも申請可）
祝金の額	対象児1人につき10万円

(3) 申請期限は？

申請期限	母子手帳の交付日から <u>3ヶ月以内</u>
------	-------------------------

(4) 対象となる条件は？

祝金の対象となる条件は次のとおりです。

- ① 申請者は、対象児を養育することとなる予定の保護者であること
- ② 平成31年4月1日以後に対象児に係る母子健康手帳の交付を受けていること
- ③ 母子手帳の交付を受けた日において、本市に1年以上居住していること
（申請時点においても本市に住所を有していること）

2 手続き（申請）について

必要な書類（※1・2）を揃えて、市の窓口に出します。

※1 申請時に必要なもの

- ① 祝金支給申請書（様式第1号）
- ② 住民票（申請者が属する世帯全員分で続柄記載のもの）
- ③ 母子健康手帳（原本）
- ④ 同居している18歳以上の子または年齢にかかわらず別居している子がいる場合、その子の保険証（写しでも可）
- ⑤ 印鑑（スタンプ印は不可）
- ⑥ その他必要と認める書類

※2 請求時に必要なもの

- ・請求書（様式第4号）
- ・振込口座が確認できるもの（本人名義の通帳又はキャッシュカードのコピー）
- ・印鑑（スタンプ印は不可）

3 その他

- 虚偽の申請その他不正な手段により祝金の支給を受けた場合は、祝金の支給決定を取り消し、又は既に支給した祝金の返還を求めます。

【問い合わせ先】

薩摩川内市 企画政策部 ひとみらい政策課 ひとみらい政策グループ

TEL (0996) 23-5111 (内線4741) FAX (0996) 20-5570

e-mail : hitomirai@city.satsumasendai.lg.jp